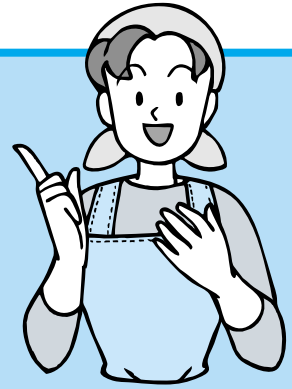


# 際しての費用負担 変更されました。



## 新しく設定された利用者の負担軽減制度

### 市町村民税課税のかたにおける食費・居住費の特例減額措置

利用者負担段階第4段階のかたは食費・居住費については全額自己負担となりますが、高齢夫婦世帯等で一方が施設に入所し、居住費・食費を負担した結果、在宅で生活する配偶者が生計困難になる場合等には、居住費・食費の負担軽減の対象となります。

#### 【対象者】

次の要件のすべてに該当するかた

ア その属する世帯の構成員の数が2以上であること（単身世帯は含みません。）

イ 世帯員が介護保険施設に入所または入院し、利用者負担段階第4段階の居住費・食費の負担を行っていること（施設入所にあたり世帯分離をした場合に、利用者負担第3段階になる場合は適用されません。）

ウ 世帯の年間収入から、施設の利用者負担（1割負担、居住費・食費の年額合計）を除いた額が80万円以下となること

エ 世帯の預貯金等の額が450万円以下であること（有価証券や債権等なども含みます。）

オ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

カ 介護保険料を滞納していないこと

短期入所生活介護、短期入所療養介護（ショートステイ）については、町民税課税のかたにおける食費・居住費の特例減額措置は適用されません。

### 特別な室料を支払っていない従来型個室に既に入所しているかたへの経過措置

従来型個室に既に入所されているかたなどについては、負担が急増しないよう、居住費の激変緩和措置があります。

#### 従来型個室における経過措置

(1) 既に入所されているかたについて

対象者の範囲：従来型個室の既入所者のうち、特別な室料を支払っていないかた

(2) 新たに入所されるかたについて

ア 感染症や治療上の必要など、施設側の事情により一定期間（30日以内）個室の入所が必要な場合があるかた

イ 居住する居室の面積が一定以下であるかた

ウ 著しい精神症状等により、多床室では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれが高く、個室以外での対応が不可能であるかた

#### 【経過措置として】

利用者負担：光熱水費相当である

特別な室料：支払を求められない

介護報酬：多床室と同額の費用を適用する

# 介護保険サービス利用に の軽減制度は **一部**

介護保険法の改正に伴い、平成17年10月から介護保険の一部のサービスが見直されました。在宅サービス利用者と施設サービス利用者の保険給付と利用者負担が公平となるように、施設サービス等の「居住」と「食費」にかかる費用が保険給付の対象外となり、自己負担となりました。

それに伴い、新たに居住費と食費の負担を軽減する制度が開始され、また、「利用者負担段階」が設定されることとなりました。さらに、サービス利用に際しての費用負担の軽減制度も一部変更されました。

## 社会福祉法人による利用者負担軽減制度

市町村民税世帯非課税者であって、そのかたの収入や世帯状況、利用者負担を総合的に勘案し、特に生計が困難なかたについて、社会福祉法人が提供するサービス（介護老人福祉施設、通所介護、短期入所生活介護、訪問介護）の利用者負担を軽減する制度がありましたが、以下のとおり、条件及び軽減内容が見直されました。

介護保険料を滞納していない、次のいずれかに該当するかたが対象です。

条 件	軽 減 内 容
市町村民税が世帯非課税で、かつ老齢福祉年金を受給しているかた 収入が少なく生活が困窮していると認定されたかた	利用料が2分の1減額されます
<b>【新設部分】</b> 市町村民税世帯非課税で、そのかたの収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、次の要件を <b>すべて満たす</b> 生計が困難なかた ア 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること イ 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ウ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと エ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと	利用料が4分の1減額されます

## 要介護旧措置入所者の施設サービス利用者負担軽減制度

介護保険制度施行前（平成12年4月1日）から特別養護老人ホームに入所されているかたについては、利用者負担に加えて、居住費・食費を含めた負担水準について、負担軽減措置を行います。